

女性差別撤廃条約と日本一国連への報告

いつまで続く日本の女性差別！？

日本政府は、第7回及び第8回報告を9月5日に国連に提出しました。この定期報告では、これまでの報告書審査（直近では2009年）において女性差別撤廃委員会が表明してきた懸念事項に対して回答することが求められています。

では、示された回答はそれに応えたものになっているのでしょうか。何が満たされ、どこが満たされていないのか、NGOの視点で検証し、皆さまと意見交換をする場にしたと思います。ご参加をお待ちしております。

10月9日(木)

11:30~13:30

参議院会館 B-103

(資料代:500円)

※参加者は、参議院会館入口にて
通行証をお受け取りください。

プログラム

- ① 政府報告全般について
- ② 民法改正の行方
女性の労働
議会におけるステレオタイプ
- ③ 意見交換

■女性差別撤廃条約(「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」)は、1979年に国連で採択されました。日本は1985年の批准以来、実施状況の定期報告をしています。

■JNNCは、国連女性差別撤廃委員会へNGO視点の情報提供をする49団体からなるネットワークです(2002年発足)。また、日本の政策に女性差別撤廃条約の精神を実現するために日本政府への働きかけを行っています。

■女性に対する差別の撤廃を目的とするJNNCの活動に賛同し、参加を希望する団体は jnnqml@yahoo.co.jp にお問合せください。

